

# 『避難所運営マニュアル』

(新型コロナウイルス感染症対応編)



令和2年9月

泉大津市

## はじめに

避難所は原則的に市、施設管理者、避難者（住民）の三者が協力して開設・運営するものです。これら『避難所運営マニュアル（平成28年10月に改訂）』での基本的な考え方はコロナ禍においても変わりません。

避難所における感染症対策として、新型コロナウイルス感染症まん延下において大規模な災害が起こった場合には、自宅療養者や濃厚接触者の避難先確保、感染を恐れて避難所へ避難しない方への支援、避難所における3密対策や避難先で咳や発熱症状が出た場合の専用スペース確保など多岐にわたる課題が想定されます。また国からも令和2年4月1日付け内閣府通知「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」をはじめ数次にわたって通知がなされ、大阪府からも令和2年6月3日に「避難所運営マニュアル作成指針」（新型コロナウイルス感染症対応編）が出され、適切な対応が求められているところです。

このため本市では、新型コロナウイルス感染症まん延時においても市が感染防止対策の徹底を図り、適切な避難所運営が行えるよう、従前より整備してきた『避難所運営マニュアル（平成28年10月に改訂）』を避難所運営の基本とし、それに加えて、「新型コロナウイルス感染症対応編」を新たに作成しました。

新型コロナウイルス感染症への対応は未だ途上ですが、今後の市における避難所訓練での成果や課題などを見いだしながら、状況の変化や新たな知見を踏まえ、内容の見直しなどを適宜行い、コロナ禍における自然災害に共に立ち向かいましょう。

# 目 次

<b>1 新型コロナウイルス感染症について</b> .....	P. 1
(1) 新型コロナウイルス感染症とは	
(2) 感染経路	
(3) 基本的な感染防止方法	
<b>2 感染防止のための基本的考え方</b> .....	P. 2
(1) 感染拡大防止のための最大限の努力	
(2) 平素からの保健所との密接な連携	
(3) 感染者に対する適切な取り扱いと配慮	
(4) 新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえた新たな対応	
<b>3 適切な避難のための事前対策</b> .....	P. 3
(1) 保健所との連携	
(2) 多様な避難所等の確保	
(3) 本感染症において特に配慮が必要な避難者への対応検討	
(4) 物資・資器材の確保	
(5) 住民への周知・啓発	
<b>4 避難所開設・運営</b> .....	P. 6
(1) 避難所の開設	
(2) 避難所の運営	
(3) 発熱者等が出た場合の措置	
<b>5 感染症対応のための避難所開設・運営訓練</b> .....	P. 11

(別添)

- ・ 新型コロナ対応避難所レイアウト (指定避難所・防災拠点:小・中学校 11カ所)
- ・ 参考資料

## 【 新型コロナウイルス対応に係る用語・定義 】

**自宅療養者**：新型コロナウイルス陽性者で保健所が健康観察を行っている者。定義は以下の通りです。

対象となるのは、無症状病原体保有者及び軽症患者（軽症者等）の方のうち、感染防止にかかる留意点が遵守できる方であり、次の①～④の重症化の恐れが高い方に該当しない方。

①高齢者、②基礎疾患がある方、③免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方、④妊娠している方

（参考：厚労省 令和2年4月2日通知）

\*ただし医師が入院の必要がないと判断した場合であり、基本は宿泊療養とされる。

**濃厚接触者**：新型コロナウイルスの陽性、陰性が判明しておらず、保健所が健康観察を行っている者。定義は以下の通りです。

「陽性患者(確定例)」の感染可能期間（発症2日前）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ・陽性患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護なしに陽性患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- ・陽性患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。）

（参考：国立感染症研究所 感染症疫学センター 新型コロナウイルス感染症に対する積極的疫学調査実施要領）

**要配慮者**：高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者をいいます。

（災害対策基本法第8条第2項第15号）

**消化器疾患患者**：新型コロナウイルスによらない従来の感染症の患者やそれらを疑う者。

**一般の避難者**：上記を除く避難者をいいます。

**3密**：密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）となる場所を指します。

※ 上記の用語の定義は、更新される場合があるため、厚生労働省HPなどその都度確認してください。

## 1. 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症については未知な部分も多く不明な点も多いが、これまでの研究成果や文献などをまとめると以下のとおりです。

今後、厚生労働省HPをはじめ最新の情報に注意してください。

[厚生労働省HP]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html#tokucho](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#tokucho)

### (1) 新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）や強い味覚・嗅覚障害を訴える方が多いことが特徴です。罹患しても約8割は軽症で経過し、また感染者の8割は人への感染はなく、入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されています。ただし重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高く、特に高齢者や基礎疾患のある方では重症化するリスクが高いことも報告されています。

世界保健機関（WHO）によると潜伏期は1～14日間とされ、発症にはウイルスにさらされてから一般的に約5～6日とされています。また感染力を調べた台湾の研究では発症前から発症直後の時期に最も感染力が高く、発症6日目以降は感染力が大きく低下することが示されています。

（令和2年5月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部 基本的対処方針より）

### (2) 感染経路

一般的には新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により感染します。そのため「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策が必要です。

- 「飛沫感染」：感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染すること  
→ほこりの吸引や接触感染を防ぐ目的から、床面への直接の着座、就寝を避けることの検討が必要です。
- 「接触感染」：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつき、他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染すること  
→不特定多数が接触する設備や場所の消毒を検討することが必要です。

参考：新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間

- ・ エアロゾル（空気中に漂う微粒子）中では3時間以上
- ・ 銅の表面では4時間まで
- ・ 厚紙（段ボール）の表面では24時間後まで

- ・ ステンレススチール表面では 48 時間後まで
- ・ プラスチック表面では 72 時間後まで感染力を維持

### **(3) 基本的な感染防止方法**

#### **(ひとりひとりが行う)**

- ・ 頻繁な手洗いを徹底する。
- ・ 人と人との接触を避け、対人距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保する。
- ・ 咳エチケット・マスクの着用を徹底する。

#### **(施設で対応すること)**

- ・ 施設の換気を徹底する。（2つの窓を同時に開けるなどの対応等も考慮する。）
- ・ 入口および施設内に手指の消毒設備（石鹸による手洗い、手指消毒用アルコールなど）を設置する。
- ・ 不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど）は清拭消毒を行う。

## **2. 感染防止のための基本的考え方**

### **(1) 感染拡大防止のための最大限の努力**

平時に感染拡大を防ぐことはもとより、災害発生時の避難所運営も含め、あらゆる場面で感染拡大を防ぐために最大限の努力をします。

### **(2) 平素からの和泉保健所との密接な連携**

災害時の避難所運営においては、新型コロナウイルス感染症に適切な対応を行い、住民の命を守るためには、危機管理課と健康づくり課と和泉保健所が平素から密接に連携を図っていきます。

### **(3) 感染症に対する適切な取り扱いと配慮**

感染症への対応を適切に行うには、避難者の安心感が得られるよう、避難所において勤務する職員は、感染症に対する正しい知識を習得し理解したうえで対策を取ります。

### **(4) 新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえた新たな対応**

感染防止のため、これまでの指定避難所のみならず次章以降に記述する新たに多様な避難所の確保や、従来の重要備蓄物資 11 品目に加えて感染症対策用の物資・資器材を準備するなどの対応をしていきます。

### 3. 適切な避難のための事前対策

#### (1) 保健所との連携

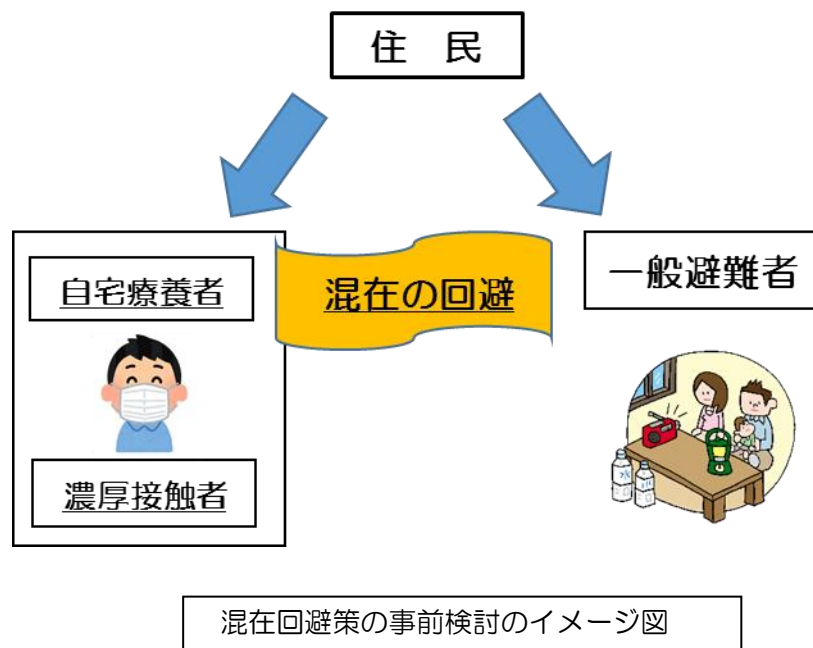
##### ① 連携の必要性

避難所運営を所掌する危機管理課では感染症に関する知見が乏しく、特に慎重な対応を要する新型コロナウイルス感染症に対しては、感染者情報や専門的知見を有する和泉保健所との事前の連携を危機管理課と健康づくり課で実施します。

##### ② 具体的な対応準備の検討

避難所における基本的な感染症対策や、体調不良者が発生することを想定した避難所での事前のゾーニング方法はもちろんのこと、特に自宅療養者、濃厚接触者は保健所から人との接触について制限を受けていることから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、災害時一般の避難者との混在は避けなければなりません。

このため、和泉保健所と市が密接に連携を図り、災害発生時の対応について事前に検討を行います。



##### ③ その他医療部門との連携の確立

避難者の健康状態の確認について、和泉保健所および健康福祉部と以下の項目について事前に検討を行います。

- ・必要に応じて医師の診察を受けられるよう、医師会等と協力体制を構築する。
- ・避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図るための保健医療体制を整備する。

## (2) 多様な避難所等の確保

避難所における感染症まん延防止を図るため、自宅療養者、濃厚接触者及び一般の避難者を区分した避難所や避難スペースを確保するとともに、各避難所においても身体的距離を確保し3密を回避するためのスペースが必要となります。このため、従前より確保している指定避難所に加え、新たな避難所や避難スペースの確保に努めます。また、市民に対しては自宅が安全な場合の在宅避難や親戚や友人の家等の縁故避難の周知に努めるとともに、在宅避難に係る生活用品の備蓄など具体的な対応策をあらかじめ検討することが必要であることも同時に周知します。

市は指定避難所となっていない公共施設や民間施設の避難所活用について協定締結の検討を進めるとともに、市のみでホテル・旅館等の確保が困難な場合には、大阪府にも協力を求め、その確保に努めていきます。

### ① 可能な限り多くの避難所の開設

避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多く避難所の開設を図るとともに、市内に所在するホテルや旅館等の活用の協定の締結を進めます。

また、感染の恐れから車中避難を実施する方への避難場所の協定の締結を進めていきます。

さらに国、府、及び独立行政法人、民間団体等が所有する所管施設をはじめ研修所、宿泊施設、その他施設についても、活用できるよう協定の締結を進めます。

### ② 自宅での待機、親戚や友人の家等への避難の検討

避難所が過密状態になることを防ぐため、安全確保が可能な場合には自宅での待機、垂直避難、また、可能な場合は安全が確保できる親戚や友人の家等への避難を検討していただくことも周知もしていきます。

さらに、感染を恐れて自宅をはじめ車やテントで避難する人が出ることを想定し、物資の供給など必要な支援ができるように努めます。

※ 参考資料「知っておくべき5つのポイント」

## (3) 本感染症において特に配慮が必要な避難者への対応検討

従来の要配慮者とは別の配慮が必要となる、自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、危機管理課と健康づくり課が十分に連携した上で、以下のような適切な対応に努めます。

### ① 避難を検討する対象者

#### 【自宅療養者】

新型コロナウイルス陽性者については、病院あるいは宿泊療養施設等に入所いただくことが原則となっていますが、様々な理由により自宅療養者となっている対象者が存在しま



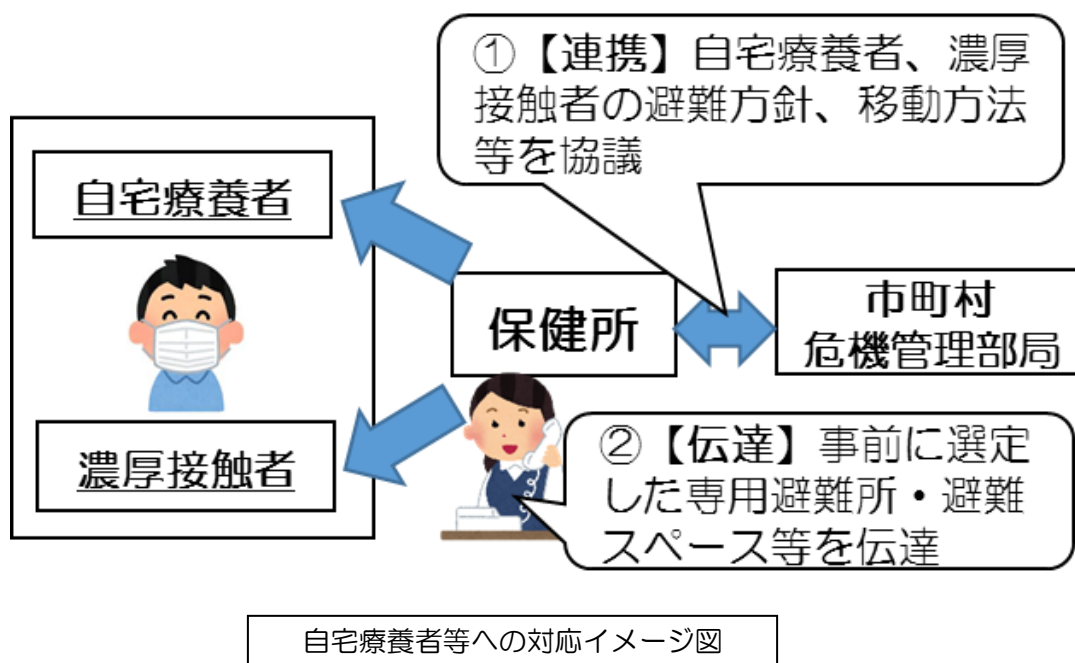
す。自宅療養者の対応については、和泉保健所と市が連携しながら、災害時の専用避難所や専用スペースの決定を進めます。併せて、プライバシーに十分留意するとともに、一般の避難所に避難されてきた場合のゾーニングも決定します。

上記の専用避難所の情報については、平時から自宅療養者に対し健康観察を行っている和泉保健所があらかじめ自宅療養者に周知します。

#### 【濃厚接触者、コロナ疑い者、発熱者】

濃厚接触者、コロナ疑い者、発熱者については、病院あるいは宿泊療養施設等に入院・入所する必要はないですが、自宅療養者と同様に他者との接触は避けることが原則であるため、和泉保健所と市が連携しながら、災害時の専用避難所や専用スペースを決定しておきます。併せて、プライバシーに十分留意するとともに、一般の避難所に避難されてきた場合のゾーニングも決定します。

上記の専用避難所の情報については、平時から濃厚接触者に対し健康観察を行っている和泉保健所があらかじめ濃厚接触者に周知します。



## ②災害リスクの確認

災害発生時、自宅療養者及び濃厚接触者に対しては、前述のように一般の避難所とは区別するものの、専用の避難所までの移動については感染拡大防止のために一般の交通機関を利用することができません。このため、和泉保健所と市との間で、事前に避難形態や複数の専用避難所の確保、避難支援の役割分担、手順及び連絡体制等の決定を進めます。

#### (4) 物資・資器材の確保

通常の災害用備蓄物資に加え、以下、感染症防止対策に必要な資材も確保に努めます。

マスク、消毒液（アルコール、次亜塩素酸水、次亜塩素酸ナトリウム等）、ペーパータオル、ティッシュペーパー、ポンプ式ハンドソープ、非接触型体温計、フェイスシールド、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション等

#### (5) 市民への周知・啓発

平時より新型コロナウイルス感染症の特徴を正しく理解していただくことを市民に周知・啓発にすることが重要です。

##### ① 適切な避難行動の周知

- ・ 避難所の指定状況や新たな避難所については、ホームページ、広報紙、FMラジオ、防災行政無線、SNS等を活用し住民に広く周知・徹底します。
- ・ 開設される多様な避難所等の位置や、避難経路に危険な場所が無いかなど、住民に対しハザードマップや避難情報等で自分の安全を改めて確認するよう啓発します。
- ・ 自宅で安全が確保できる場合（事前にハザードマップ等で確認）や、親戚・知人宅に避難が可能な場合は、必ずしも避難場所に行く必要がないことを住民に周知・徹底します。

※参考資料「避難行動判定フロー」

##### ② 必要な物資等の持参の啓発

- ・ 非常持出品に加え、マスク、体温計、手洗い洗剤、アルコール消毒、台所用洗剤等の身の回り品を可能な限り持参することを啓発します。災害発生時には、可能な限り事前に体温計測を行ってもらうとともに、受付の混雑防止対策として、避難所への避難前に「新型コロナ対応の避難者受付チェックシート」に各自の健康状態を記入し持参していただくよう併せて啓発します。

※参考資料「新型コロナウイルス対応の持ち出し品リスト（特記）」

※参考資料「新型コロナ対応の避難者受付チェックシート」

#### 4. 避難所開設・運営

##### (1) 避難所の開設

避難所の開設にあたっては、避難者の健康状態を確認できる受付スペースの設置や、発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースを確保する等、以下の点に留意し避難所を運営します。

##### ① 避難者を振り分ける総合受付の設置

総合受付においては、濃厚接触者と一般の避難者や要配慮者、発熱者等を振り分けるために、

対応する受付場所の表示を分かりやすく掲示したり、受付待ちの避難者が身体的距離を確保できるように、テープなどで床に線を引いたり、カラーコーンを設置する等の目印を付します。

## ② 避難所の衛生環境の確保

- ・避難所の出入口、トイレ周辺、調理場所、食事スペース等には手指消毒液を設置し消毒を促します。(可能な限り手指消毒前に手洗いも併せて行うよう促します。)
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所(ドアノブ等)を工夫して最小限にするよう配慮します。
- ・避難所内(入口、掲示板、洗面所及びトイレ等)には、手指衛生、咳エチケット及び3密回避等を呼びかけるポスター等を掲示します。また、トイレのふたを閉めて汚物を流すよう掲示します。
- ・ビニール袋を配布しゴミは各自で管理し、ゴミが溜まれば袋を締めて指定ゴミ袋に入れて回収します。
- ・十分な空間(世帯間で1～2m以上の間隔、一人当たり4㎡程度を目安)を確保できるようにします。身体的距離を確保できない場合、従来面積を確保のうえ、飛沫感染防止のため、世帯ごとに少なくとも座位で口元より高いパーティションを設置します。**(ただし、出入り口の面は世帯間で1～2m以上の間隔を確保します。)**また、避難が長期にわたる場合は、例えばパーティションやカーテンなどで仕切ること努めます。
- ・避難者への対応にあたっては、エコノミークラス症候群や熱中症等の対策にも十分留意します。

※参考資料「エコノミークラス症候群の予防のために」「令和2年度の熱中症予防行動」

## ③ 専用スペースの確保

避難所内で専用スペースを設け、発熱等の症状が出ている人が行動するゾーンおよび動線分けを行い、他の避難者と接触することが無いようにします。

この際、例えば学校については、従来、体育館スペースを想定していましたが、教室等を含む学校全体のスペースに拡大できないかなど、専用スペースの確保に努めるとともに、同一スペース内でのパーティションや間仕切り、簡易ベッド・段ボールベッド等の使用の準備を進めます。

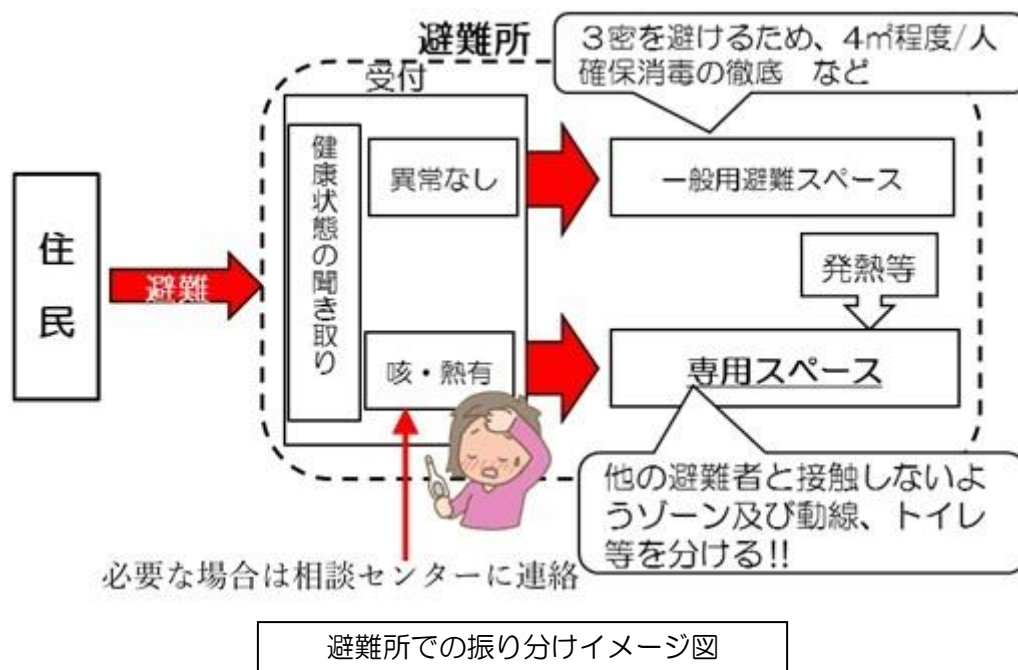
## ④ 避難者名簿の作成

- ・クラスター発生時に同じ避難所を利用した避難者を確認するため、必ず名簿を作成します。

## (2) 避難所の運営

### ① 避難所の受付時の対応

- ・通常時の避難所の受付における避難者名簿の記入に加え、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所では、次に示す事項を実施します。
- ・避難所に来られた方には、1次受付において、まず手指消毒・検温・健康チェックを実施していただきます。
- ・受付担当者は、「受付チェックシート」を活用して、経過観察中の陽性者、濃厚接触者、発熱等の体調不良等の聞き取りを行います。
- ・37.5度以上の熱があれば、接触型（腋下型）体温計で、もう一度、検温を実施します。この際、接触型の体温計を使用する場合、感染防止のため毎回消毒を実施するよう留意します。
- ・その際、大阪府新型コロナ受診相談センター（06-7166-9911）に連絡する必要があると判断すれば連絡をするようにします。上記により、濃厚接触者、コロナ疑い症状のある避難者、発熱者、要配慮者、消化器疾患患者、一般の避難者の区分を行い、それぞれのスペースへ誘導を行います。



- ・健康状態に異常の無い避難者については、体育館等の入り口に設けられた2次受付で避難者名簿の記入を行います。

※受付時から避難者がマスクを着用できるよう配慮し、咳等が出ていない場合も可能な限りマスクの着用を呼びかけます。

※運営スタッフの個人防御：対応する職員等はあらかじめ個人防護具の扱いに必要な知識を習得し、受付時には、フェイスシールドとマスクを装着します。

参照：「新型コロナウイルス対応避難所レイアウト 各小中学校」

## ② 一般避難所（体育館等）におけるソーシャルディスタンスの確保

- ・ 1 家族が 1 区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整します。家族間の距離は 1 m 以上あけることとします。（パーティションを使用した場合はこの限りでない）
- ・ 人と人との間隔は、できるだけ 2 m（最低 1 m）開けることを意識して過ごしていただく。  
※参考資料「健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）」

## ③ 避難所における手指消毒

避難所に入出入りする避難者には、手指消毒が行えるよう消毒液を設置します。また、避難所内において多くの人が触れたと思われる場所を触った時など、こまめに手洗いするよう周知・徹底するとともに手洗い時は、タオルの共用は避けるようにします。

## ④ 避難所に入る際の注意事項

- ・ 避難所内は土足厳禁とし、入室する前には次亜塩素酸水を浸した布などで靴底の消毒をします。また、脱いだ靴を持ち込むためのビニール袋を配布して個人別に靴を入れます。車いす等の車輪は適宜消毒します。
- ・ ゴミについては、ゴミ用ビニール袋を一人に対して 1 枚配布し、ゴミ箱へ入れる場合は密閉して捨てます。

## ⑤ 避難所の換気

30 分に 1 回以上の十分な換気を行う。効率的に室内を換気するため、対角方向の窓の開放を検討します。降雨時等で窓が開けられない場合は、扇風機を用いて出入口から排気をして換気を行います。

## ⑥ 避難所内の消毒

施設内は、次にあげる消毒液等を用いて複数の人の手が触れる場所等を適宜消毒します。

- ・ アルコール消毒液（濃度 70～95%のエタノール）  
引火性があるため、空間噴霧は絶対にやめてください
- ・ 次亜塩素酸水  
紫外線で分解されるため、遮光性の容器に入れ、冷暗所で保管してください
- ・ 次亜塩素酸ナトリウム  
濃度が 0.05%（製品の濃度が 6%の場合、水 3 L に液を 25 ml）になるように調製して使用してください。
- ・ 熱水、洗剤（界面活性剤）  
食器等の消毒は、80 度以上の熱水に 10 分間さらすか、界面活性剤が含まれた家庭用洗剤を使用します。

### ⑦ 避難者への周知・徹底

- ・呼びかけやポスターの掲示により、3密防止や咳エチケット等基本的な対策について周知・徹底します。
- ・食事時間をずらすことや対面での食事や会話を控えるなど、食事時の3密対策を実施します。食品、物資の手渡しは厳禁とし、置き配布を基本とします。
- ・避難者に毎日検温や体調確認を行い、発熱等の症状があった場合は直ちに申し出るよう周知します。

### ⑧ 専用スペースのゾーニング

- ・濃厚接触者、コロナ疑い症状のある避難者、発熱者、要配慮者、消化器疾患者の専用スペースについては、それぞれの専用スペースの避難者以外の人との接触を避けるため、それぞれゾーニングを行い、専用トイレとそこに至る動線を使用する。
- ・ゾーニングについては、カラーコーン、パーティションやテープ等で規制線を設ける。

### ⑨ 避難所の自主運営の促進

- ・新型コロナウイルス感染者が発生している場合においては、他地域からの広域応援が十分確保できないことも想定し、住民による自主運営の必要性を呼びかけ、避難所の居住区域、手洗い場、トイレなどの定期的な清掃・消毒など避難所運営への参画を促します。

## (3) 発熱者等が出た場合の措置

- ・速やかに専用スペースに誘導し、症状を聞き取った上で医療機関に相談します。
  - ※下記の症状の場合は早急に新型コロナ受診相談センターに連絡することとします。
    - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
    - 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - ※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
  - 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
(症状が4日以上続く場合は必ず相談すること。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。)
- ・発熱者等が利用したエリアは消毒します。
- ・なお、医療機関へ引き継ぐときに健康状態を確実に伝達できるよう、予め避難者自身に経過観察記録をつけていただくこととします。

※参考資料「発熱・咳などある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）」

## 5. 感染症対応のための避難所開設・運営訓練

従来の避難所との相違点を実際に確認するなど、感染症対応のための避難所開設運営訓練を行うことを繰り返し実施することが重要であるので、和泉保健所をはじめ関係機関や地域住民の参加を促し、計画的な避難所開設運営訓練に努めます。

### (別添)

#### ◎ 新型コロナ対応避難所レイアウト (指定避難所・防災拠点:小・中学校 11カ所)

- ・ 泉大津市立 戎小学校
- ・     "       旭小学校
- ・     "       穴師小学校
- ・     "       上條小学校
- ・     "       浜小学校
- ・     "       条東小学校
- ・     "       条南小学校
- ・     "       楠小学校
- ・     "       東陽中学校
- ・     "       誠風中学校
- ・     "       小津中学校

#### ◎ 参考資料

- ・ 内閣府「知っておくべき5つのポイント」
- ・ 内閣府「避難行動判定フロー」
- ・ 大阪府「新型コロナウイルス対応の持ち出し品リスト (特記)」
- ・ 大阪府「新型コロナ対応の避難所受付チェックシート」
- ・ 大阪府「発熱者等に対する経過観察記録 (一例)」
- ・ 厚生労働省「エコノミークラス症候群の予防のために」
- ・ 環境省・厚生労働省「令和2年度の熱中症予防行動」
- ・ 内閣府「新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト (例) (避難受付時)」
- ・ 内閣府「健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト (例)」
- ・ 内閣府「新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト (例) (避難受付以降)」
- ・ 内閣府「健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト (例)」
- ・ 内閣府「発熱・咳などある人や濃厚接触者専用室のレイアウト (例)」

